

広島市報

定期第1041号
平成29年2月28日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告 示

- 介護保険法又は改正前の介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定..... 3
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定..... 3
- 広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務の委託..... 3
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出..... 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止 2件..... 4
- 出納員の事務の一部委任..... 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定..... 4
- 開発行為に関する工事の完了..... 5
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 2件..... 5
- 市営店舗の使用料の変更..... 6
- 会計管理者の事務の一部委任..... 6
- 物品出納員の事務の一部委任..... 6
- 自転車等の所有権の取得..... 7
- 公印の印影出力..... 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定..... 7
- 市営住宅の家賃の変更..... 7
- 公共下水道の供用開始..... 8
- 公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始..... 8
- 農業集落排水処理施設の供用開始..... 9
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止..... 9
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

- 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定..... 9
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定辞退..... 9
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2件..... 9
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....10
- 出納員の事務の一部委任.....11
- 路上駐車場の休止.....11
- 平成26年3月26日付け広島市告示第143号及び、平成28年3月1日付け広島市告示第85号の改正.....11
- 開発行為に関する工事の完了.....11
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止.....12
- 介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止.....12
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止.....12
- 市営住宅の家賃の変更.....12
- 自転車等の所有権の取得.....15
- 放置自転車等の撤去（中区）.....15
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....15
- 放置自転車等の撤去（中区）.....15
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....15
- 放置自転車等の撤去（中区）.....15
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....15
- 放置自転車等の撤去（中区）.....15
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中

- 区).....16
- 放置自転車等の撤去(中区).....16
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(中区).....16
- 放置自転車等の撤去(中区) 2件.....16
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(中区).....16
- 放置自転車等の撤去(中区).....17
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(中区).....17
- 放置自転車等の撤去(中区).....17
- 放置自転車の撤去(東区) 4件.....17
- 放置自転車等の撤去(南区) 3件.....17
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(南区).....17
- 建築基準法による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定の取消し(南区).....18
- 建築基準法による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定(南区).....18
- 放置自転車等の撤去(南区) 3件.....18
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(南区) 2件.....18
- 放置自転車等の撤去(南区).....18
- 放置自転車等の撤去(西区) 2件.....19
- 都市公園法による都市公園の設置(西区).....19
- 放置自転車等の撤去(西区) 4件.....19
- 建築基準法による道路の位置の指定(安佐南区).....19
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更(安佐南区).....19
- 路線名等を定める法定外公共物の指定(安佐南区).....20
- 市街化区域内の里道の廃止(安佐南区).....20
- 市街化区域内の水路の廃止(安佐南区).....20
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安佐南区).....20
- 建築基準法による道路の位置の指定(安佐南区) 2件.....20
- 建築基準法による道路の位置の指定(安佐北区).....20
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安佐北区).....21
- 建築基準法による道路の位置の指定(安佐北区).....21
- 道路の区域変更(安佐北区).....21
- 道路の供用開始(安佐北区).....21
- 上町屋光洋区自治会の告示事項の変更(安佐北区).....21
- 建築基準法による道路の位置の指定(安佐北区).....21
- 路線名等を定める法定外公共物の指定(安

- 佐北区).....22
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更(安佐北区).....22
- 下大毛寺町内会の告示事項の変更(安佐北区).....22
- 放置自転車等の撤去(安佐北区).....22
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(安佐北区).....22
- 道路の区域変更(安芸区).....22
- 道路の供用開始(安芸区).....22
- 路線名等を定める法定外公共物の指定(安芸区).....23
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区).....23
- 長期間駐車されていた車両の移動(安芸区).....23
- 建築基準法による道路の指定(安芸区).....23
- 放置自転車の撤去(安芸区).....23
- 放置自転車等の撤去(佐伯区).....23
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区).....23
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更(佐伯区).....24
- 道路の区域変更(佐伯区).....24
- 道路の供用開始(佐伯区).....24
- 放置自転車等の撤去(佐伯区).....24
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区).....24
- 水路の廃止(佐伯区).....24
- 路線名等を定める法定外公共物の変更(佐伯区).....24
- 路線名等を定める法定外公共物の指定(佐伯区).....25
- 放置自転車等の撤去(佐伯区).....25
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区).....25
- 放置自転車等の撤去(佐伯区).....25
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区).....25

区 告 示

- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理(安佐南区).....25
- 自動車臨時運行許可番号標の失効(安佐北区).....25

教育委員会告示

- 広島市教育委員会議(定例会)の開催.....26

監 査 公 表

- 包括外部監査の意見に対する対応結果の公表.....26

告示

広島市告示第1号

平成29年1月4日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条若しくは第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、介護保険法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年1月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者 (Name), 事業所 (Name, Location), サービスの種類 (Service Type). Rows include 合同会社山本善成 and 株式会社Sewia.

広島市告示第2号

平成29年1月4日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年1月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者 (Name), 事業所 (Name, Location), サービスの種類 (Service Type). Rows include トラバンダ合同会社 and 株式会社Sewia.

広島市告示第3号

平成29年1月4日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の取納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

Table with 3 columns: 名称 (Name), 住所 (Address), 代表者 (Representative). Row for 高瀬物産株式会社 広島支店.

2 委託した期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

広島市告示第4号

平成29年1月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 DCMダイキ観音新町店
(2) 所在地 広島市西区観音新町四丁目2876番19ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

DCMダイキ株式会社
代表取締役 小島 正之
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (変更前)
名称：(仮称) DCMダイキ観音新町店
所在地：広島市西区観音新町四丁目2876番19ほか
(変更後)
名称：DCMダイキ観音新町店
所在地：広島市西区観音新町四丁目2876番19ほか

4 変更年月日

平成28年12月15日

5 届出年月日

平成28年12月28日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成29年1月6日から同年5月8日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成29年5月8日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第5号

平成29年1月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
山崎正隆	山崎鍼灸治療院	広島市中区袋町5-38-502	あん摩・マッサージ はり・きゅう	平成28年12月22日

広島市告示第6号

平成29年1月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
山崎正隆	山崎鍼灸治療院	広島市中区袋町5-38-502	あん摩・マッサージ はり・きゅう	平成28年12月22日

古谷守 古谷文美	まもる鍼灸整骨院	広島市安佐南区八木八丁目13-1-101	柔道整復	平成28年12月31日
			はり・きゅう	

広島市告示第7号

平成29年1月11日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局西部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた分任出納員

井口連絡所

臨時職員 澁川 弘美

2 委任した事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）

第2条に規定する手数料（井口連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

平成29年1月1日

4 委任期間

平成29年1月1日から同年3月31日まで

広島市告示第8号

平成29年1月12日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張専門の場合は施術者の住所)		
中野貴文	からだ元氣治療院 広島南中店 鍼灸マッサージ	広島市南区翠五丁目7-5	あん摩・マッサージ	平成28年12月19日
			はり・きゅう	
嶋田将希	訪問マッサージ こころ広島鍼灸治療院	広島市西区大芝三丁目15-15 Villa大芝1F	はり・きゅう	平成28年12月1日
木坂有樹	わかば鍼灸接骨院	広島市安佐南区長楽寺一丁目1-45	柔道整復	平成28年11月1日
			はり・きゅう	

広島市告示第9号

平成29年1月12日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐北区落合五丁目25番2
- 2 開発面積
1,262.77㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市安佐北区可部五丁目14番19号
株式会社フォーリーフ
代表取締役 藤川 久美子
- 4 検査済証交付年月日
平成29年1月12日

広島市告示第10号

平成29年1月13日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) 楠木町複合商業施設(北エリア)
 - (2) 所在地 広島市西区楠木町三丁目1番7ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社エブライ
代表取締役 岡崎 浩樹
広島県福山市南蔵王町一丁目6番11号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年8月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,597平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
50台
 - (2) 駐輪場の収容台数
46台
 - (3) 荷さばき施設の面積
48平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
5.1立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻：午前8時

イ 閉店時刻：午後12時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午前0時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 8 届出年月日

平成28年12月28日

- 9 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所市民部区政調整課

- 10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間

平成29年1月13日から同年5月15日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

- 11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

- 12 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成29年5月15日

- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第11号

平成29年1月13日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 楠木町複合商業施設(南エリア)

- (2) 所在地 広島市西区楠木町三丁目11番1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社エブライ

代表取締役 岡崎 浩樹

広島県福山市南蔵王町一丁目6番11号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者

小売業者		住 所
名称	代表者	
株式会社エブライ	代表取締役 岡崎 浩樹	広島県福山市南蔵王町一丁目6番11号

その他未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年8月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,636平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

51台

(2) 駐輪場の収容台数

47台

(3) 荷さばき施設の面積

40平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

45.8立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻：午前8時

イ 閉店時刻：午後12時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成28年12月28日

9 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所市民部区政調整課

10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成29年1月13日から同年5月15日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保

持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成29年5月15日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第12号

平成29年1月13日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第34条において準用する同規則第11条の規定に基づき、市営店舗の使用料を次のとおり変更します。

広島市長 松井 一 實

1 市営店舗名及び変更後使用料

ア 基町店舗431号（広島市中区基町19番2号）

46,110円

イ 基町店舗435号（広島市中区基町19番2号）

30,670円

ウ 基町店舗453号（広島市中区基町19番2号）

29,050円

2 変更日

平成29年1月16日

広島市告示第13号

平成29年1月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受ける出納員

環境局施設部玖谷埋地管理事務所 主査 西澤 光則

2 委任する事務

広島県産業廃棄物埋立税条例（平成14年広島県条例第26号）第8条第3項に規定する産業廃棄物埋立税の収納

3 委任年月日

平成29年1月16日

4 委任期間

平成29年1月16日から同月22日まで

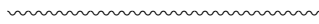
広島市告示第14号

平成29年1月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、環境局施設部施設課物品出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた物品分任出納員
環境局施設部玖谷埋立地管理事務所 主査 西澤 光則
- 2 委任した事務
環境局施設部玖谷埋立地管理事務所における物品の出納保管に関する事務
- 3 委任期間
平成29年1月16日から同月22日まで



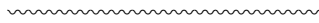
広島市告示第15号

平成29年1月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實



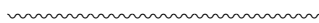
広島市告示第16号

平成29年1月18日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、電子計算機に記録した印影の用紙への出力により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する公印の名称
公的年金特別徴収の停止のお知らせ	・市長印 ・市長職務代理者印



広島市告示第17号

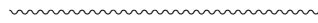
平成29年1月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張専門の場合は施術者の住所)		
福島啓介	へいわ公園鍼灸整骨院	広島市中区堺町一丁目5-1	はり・きゅう	平成28年11月1日

山田康次郎	— (出張 専業)	広島市南区宇品神田五丁目26-9 -201	あん摩・マッサージ	平成28年11月22日
-------	--------------	--------------------------	-----------	-------------



広島市告示第18号

平成29年1月19日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實

- 1 変更内容 (対象住宅, 変更後の家賃)
別紙のとおり
- 2 変更期間
平成29年1月20日から平成29年3月31日まで
- 3 変更理由
浴槽・風呂釜設置

(別紙)

【変更後の家賃額】

住 宅 別 住 種 別	公 営	住 宅 名	宇品あかつき住宅2号棟	号 室	3 0 2 号	構造	中 耐	建設年度	昭和56年	利便性係数	0.9077	近傍同種家賃 (家賃限度額)	本 来 家 賃 (月 額)										単位：円
													政 令 月 月 取	0	104,001	123,001	139,001	158,001	186,001	214,001	259,001	104,000	
												44,800	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000	44,800	44,800	44,800		

* 収入超過者の家賃：本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によつて算出した金額を加算した額。(本来家賃+ (近傍同種家賃-本来家賃) ×割増率)

【割増率】

収 入 区 分	1 年 日	2 年 日	3 年 日	4 年 日	5 年 日
158,001円～186,000円	1 / 5	2 / 5	3 / 5	4 / 5	1
186,001円～214,000円	1 / 4	2 / 4	3 / 4	1	—
214,001円～259,000円	1 / 2	1	—	—	—
259,001円～	1	—	—	—	—

広島市告示第19号

平成29年1月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成29年1月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水を排除	西区	南観音五丁目の一部	分流
	安佐南区	相田一丁目及び相田二丁目の各一部	
	安佐北区	落合南三丁目、亀山七丁目、小河原町及び落合南五丁目の各一部	
	安芸区	瀬野町の一部	

広島市告示第20号

平成29年1月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
平成29年1月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
西区	南観音五丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	相田一丁目及び相田二丁目の各一部	
安佐北区	落合南三丁目、亀山七丁目、小河原町及び落合南五丁目の各一部	

安芸区	瀬野町の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
-----	--------	---

広島市告示第21号

平成29年1月20日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成29年1月20日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
佐伯区湯来町大字白砂の一部	桐農業集落排水処理施設

広島市告示第22号

平成29年1月20日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
中村歯科医院	広島市中区東白鳥町13-5	平成28年12月31日
光南調剤薬局	広島市中区光南二丁目1-5	平成28年12月11日
みやなが薬局 千田店	広島市中区千田町二丁目1-29井原ビル1F	平成28年12月31日
マザー薬局 鞆町店	広島市中区鞆町10-11	平成28年12月31日
いなな薬局 鉄砲町店	広島市中区鉄砲町5-1ヴィゴレ1F	平成28年12月31日
いちご薬局 皆実町店	広島市南区皆実町三丁目3-18-1	平成28年12月1日
京デンタルクリニック	広島市西区横川新町10-2-102	平成27年7月31日
しみずこどもクリニック	広島市安佐南区祇園三丁目12-12-2	平成28年10月31日
パール薬局	広島市安佐南区安東二丁目3-11	平成28年12月1日

広島市告示第23号

平成29年1月20日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
ウォンツ舟入市民病院前薬局	広島市中区舟入本町8-1	平成29年1月1日	平成34年12月31日
橋田歯科医院	広島市東区曙一丁目8-9	平成28年12月1日	平成34年11月30日
なほ歯科医院	広島市東区牛田新町三丁目5-6	平成29年1月1日	平成34年12月31日
いちご薬局 皆実町店	広島市南区皆実町三丁目3-2	平成28年12月1日	平成34年11月30日
しみずこどもクリニック	広島市安佐南区祇園三丁目12-12-2	平成28年1月1日	平成34年10月31日
パール薬局	広島市安佐南区安東二丁目3-17-103	平成28年12月1日	平成34年11月30日

広島市告示第24号

平成29年1月20日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	辞退年月日
有限会社 住川薬局	広島市安佐南区大町西三丁目5-25	平成28年12月31日

広島市告示第25号

平成29年1月20日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
医療法人社団 匡医 木村神経内科クリニック	広島市中区榎町3-1	平成29年1月1日	平成34年12月31日
えのまち薬局	広島市中区榎町3-4	平成29年1月1日	平成34年12月31日
河原町薬局	広島市中区河原町11-19 基ビル1F	平成29年1月1日	平成34年12月31日
戸坂外科医院	広島市東区戸坂千足二丁目5-16	平成29年1月1日	平成34年12月31日
ノムラ薬局牛田店	広島市東区牛田早稲田一丁目8-4	平成29年1月1日	平成34年12月31日
パンダ薬局	広島市東区若草町9-6-102	平成29年1月1日	平成34年12月31日
岩崎内科医院	広島市南区南蟹屋一丁目3-34	平成29年1月1日	平成34年12月31日
広島シーサイド病院	広島市南区元字品町26-20	平成29年1月1日	平成34年12月31日
己斐上椿田歯科医院	広島市西区己斐上一丁目10-3	平成29年1月1日	平成34年12月31日
有限会社 住宅入口薬局	広島市西区庚午南一丁目35-13	平成29年1月1日	平成34年12月31日
砂川クリニック	広島市安佐南区八木七丁目6-25	平成29年1月1日	平成34年12月31日
やちよクリニック	広島市安佐南区大塚西三丁目2-9	平成29年1月1日	平成34年12月31日
妹尾病院	広島市安佐南区相田一丁目10-21	平成29年1月1日	平成34年12月31日
医療法人博善会長尾医院	広島市安佐南区西原四丁目17-11	平成29年1月1日	平成34年12月31日
株調剤 亀崎薬局	広島市安佐北区亀崎一丁目2-30	平成29年1月1日	平成34年12月31日
安芸畑賀薬局	広島市安芸区畑賀二丁目22-36	平成29年1月12日	平成35年1月11日
ワコー堂薬局	広島市佐伯区五日市中央二丁目7-24	平成29年1月1日	平成34年12月31日

広島市告示第26号

平成29年1月20日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
新本クリニック	広島市中区胡町6-26 福屋11F	平成29年1月1日	平成34年12月31日
藤本歯科医院	広島市中区銀山町14-22	平成29年1月1日	平成34年12月31日
ア歯科広島東グループ小松診療所	広島市中区西平塚町8-13 広島立駐ビル3F	平成29年1月1日	平成34年12月31日
匠歯科	広島市中区東千田町二丁目10-22	平成29年1月1日	平成34年12月31日
内科（糖尿病）久安医院	広島市西区観音本町二丁目7-23	平成29年1月1日	平成34年12月31日
大上耳鼻咽喉科医院	広島市西区庚午北二丁目1-4 山木グリーンビル	平成29年1月1日	平成34年12月31日
藤井歯科医院	広島市西区己斐本町一丁目19-11	平成29年1月1日	平成34年12月31日
高村内科・小児科医院	広島市安佐南区高取北一丁目1-10	平成29年1月1日	平成34年12月31日
ファースト訪問歯科	広島市安佐南区祇園四丁目8-4	平成29年1月1日	平成34年12月31日
木ノ原内科小児科医院	広島市安佐北区亀崎一丁目2-30 第2タウンセンタービル1F	平成29年1月1日	平成34年12月31日
中川内科医院	広島市安佐北区可部二丁目6-3	平成29年1月1日	平成34年12月31日
たかはし小児科アレルギー科クリニック	広島市安佐北区口田三丁目26-5	平成29年1月1日	平成34年12月31日
くすのき歯科医院	広島市安芸区船越南二丁目18-20	平成29年1月1日	平成34年12月31日
広兼眼科	広島市佐伯区八幡東三丁目28-17	平成29年1月1日	平成34年12月31日
慈晃歯科医院	広島市佐伯区五日市五丁目11-21-202	平成29年1月1日	平成34年12月31日

広島市告示第27号

平成29年1月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合 は施術者の住所)		
戸田 裕久	ひさげ鍼 灸治療院	広島市西区南観音 六丁目6-9	あん摩・マ ッサージ はり・きゅ う	平成29年 1月4日

広島市告示第28号

平成29年1月26日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部動物管理センター出納員の事務の一部を次のとおり委任したので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた分任出納員

広島市健康福祉局保健部動物管理センター
狂犬病予防指導員 山口 貴博

2 委任した事務

広島市衛生関係手数料条例(平成12年広島市条例第22号)第2条に規定する手数料(動物管理センターの所掌事務に係るものに限る。)の収納

3 委任年月日

平成29年1月26日

広島市告示第29号

平成29年1月30日

広島市市営駐車場条例(昭和45年広島市条例第13号)第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

1 休止する駐車場、区画数及び期間

駐車場名	区画数	休止する日時
広島市市営 中島町第二 駐車場	5区画	平成29年1月30日(月)午前9時から同日午後5時まで

2 休止する理由

携帯電話基地局の回収工事に際し、クレーン車等を設置する必要があるが、作業期間中当該駐車場(No.13~No.17までの5区画)への車両の出入庫が困難になるため。

広島市告示第30号

平成29年1月30日

広島市市営駐車場条例(昭和45年広島市条例第13号)第6条の規定に基づき、広島市市営広島駅新幹線口駐車場の休止を定めた平成26年3月26日付け広島市告示第143号及び、平成28年3月1日付け広島市告示第85号を次のとおり改正します。

す。

広島市長 松井 一 實

表広島市市営広島駅新幹線口駐車場の項中、「平成29年3月31日(金)まで」を「平成29年9月30日(土)まで」に改める。

広島市告示第31号

平成29年1月30日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(1) III-14工区

広島市佐伯区石内北二丁目の1921番38及び2006番20の一部

(2) III-14-4工区

広島市佐伯区石内北二丁目の2512番1,2006番1の一部,2006番20の一部及び2515番1の一部

(3) III-16工区

広島市佐伯区石内北三丁目の1392番1の一部,1392番5の一部,1395番1の一部,1408番1の一部,1421番8の一部,4140番5の一部及び4157番1の一部

(4) III-16-5工区

広島市佐伯区石内北二丁目の1408番8の一部並びに広島市佐伯区石内北三丁目の1392番1の一部,1395番1の一部,1408番1の一部,1421番8の一部,4140番5の一部及び4157番1の一部

(5) III-16-6工区

広島市佐伯区石内北三丁目の1385番1,1373番13の一部,1380番3の一部,1381番の一部,1384番の一部,1385番2の一部,1386番の一部,1387番の一部,1391番1の一部,1392番1の一部,1395番9の一部及び4124番3の一部

(6) III-16-8工区

広島市佐伯区石内北三丁目の921番3,922番7,4140番8,911番18の一部,926番2の一部,927番の一部,928番3の一部,1380番3の一部,1381番の一部,1384番の一部,1385番2の一部,1395番9の一部及び4124番3の一部

2 開発面積

(1) III-14工区 14,218.61㎡

(2) III-14-4工区 12,308.04㎡

(3) III-16工区 11,489.88㎡

(4) III-16-5工区 24,388.50㎡

(5) III-16-6工区 15,410.27㎡

(6) Ⅲ-16-8工区 16,716.74㎡
 3 許可を受けた者の住所及び氏名
 広島市佐伯区石内北二丁目1番2号
 西広島開発株式会社
 代表取締役 下紺 秀則
 4 検査済証交付年月日
 平成29年1月30日
 広指宅第205号

広島市告示第32号

平成29年1月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社真愛	真愛居宅介護支援事業所	広島市安佐北区深川一丁目47番14号	平成29年1月31日	居宅介護支援
株式会社まどか	まどか居宅介護支援事業所	広島市安芸区矢野東五丁目12番21-102号	平成29年1月31日	居宅介護支援

広島市告示第33号

平成29年1月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
キャリアプラス株式会社	プラス訪問介護事業所	広島市南区宇品御幸三丁目7番40号第三佐伯ビル1階	平成29年1月31日	訪問介護及び介護予防訪問介護
株式会社まどか	ヘルパーステーションまどか	広島市安芸区矢野東五丁目12番21-102号	平成29年1月31日	訪問介護及び介護予防訪問介護
キャリアプラス株式会社	プラス訪問看護ステーション	広島市南区宇品御幸三丁目7番40号第三佐伯ビル1階	平成29年1月31日	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社トマス	訪問看護・リハビリステーションさざんか	広島市西区井口五丁目15番25号	平成29年1月31日	訪問看護及び介護予防訪問看護

有限会社エムエヌティー	デイサービスセンターつくし	広島市中区江波栄町11番27号	平成29年1月31日	介護予防通所介護
株式会社鷗州コーポレーション	鷗州デイサービスセンターひまわり	広島市西区古江東町5番26号	平成29年1月31日	介護予防通所介護

広島市告示第34号

平成29年1月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人好縁会	ふれあいケア24	広島市東区戸坂大上三丁目3番4号プレジール久保103号	平成29年1月31日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
有限会社エムエヌティー	デイサービスセンターつくし	広島市中区江波栄町11番27号	平成29年1月31日	地域密着型通所介護
株式会社鷗州コーポレーション	鷗州デイサービスセンターひまわり	広島市西区古江東町5番26号	平成29年1月31日	地域密着型通所介護
つる・かめ共和国株式会社	つる・かめ共和国大正橋	広島市南区西蟹屋一丁目1番29号	平成29年1月31日	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

広島市告示第35号

平成29年1月31日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）
別紙のとおり
- 2 変更期間
平成29年2月1日から平成29年3月31日まで
- 3 変更理由
浴槽・風呂釜設置

(別紙)
【変更後の家賃額】

住種別	住宅名	号室	構造	建設年度	利便性係数	近傍同種家賃 (家賃限度額)	本来家賃(月額)										単位:円								
							0	104,001	123,001	139,001	158,001	186,001	214,001	259,001											
公営	基町第十五アパート	26号	中耐	昭和39年	0.9345	21,700	104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000	259,000												
公営	江波山住宅1号棟	101号	中耐	昭和54年	0.8592	41,000	11,500	13,300	15,200	17,100	19,600	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700
公営	江波山住宅1号棟	103号	中耐	昭和54年	0.8592	41,000	20,000	23,100	26,400	29,800	34,000	39,200	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000
公営	江波山住宅2号棟	102号	中耐	昭和54年	0.8592	41,000	20,000	23,100	26,400	29,800	34,000	39,200	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000
公営	戸坂東浄第三アパート	304号	中耐	昭和44年	0.8427	17,100	10,700	12,300	14,100	15,900	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100
公営	戸坂東浄第十四アパート	304号	中耐	昭和45年	0.8229	20,400	12,100	14,000	16,000	18,000	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400
公営	戸坂東浄第二十五アパート	210号	中耐	昭和45年	0.8238	20,500	12,100	14,000	16,000	18,000	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500
公営	戸坂東浄第二十七アパート	305号	中耐	昭和45年	0.8084	21,300	11,900	13,700	15,700	17,700	20,200	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300
公営	仁保宮の脇第二アパート	34号	中耐	昭和41年	0.8513	17,500	10,300	11,800	13,600	15,300	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500
公営	宇品あかつき住宅3号棟	205号	中耐	昭和56年	0.9077	44,800	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000	44,800	44,800	44,800	44,800	44,800	44,800	44,800	44,800	44,800	44,800	44,800	44,800	44,800
コミュニティ	霞第A-2住宅	307号	高耐	昭和57年	0.8967	59,700 (67,300)	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	50,200	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800
コミュニティ	霞第A-2住宅	1003号	高耐	昭和57年	0.8967	59,700 (67,300)	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	50,200	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800
コミュニティ	霞第A-4住宅	208号	高耐	昭和56年	0.8924	41,200 (57,100)	14,700	17,000	19,500	22,000	25,100	29,000	33,900	39,100	39,100	39,100	39,100	39,100	39,100	39,100	39,100	39,100	39,100	39,100	39,100
コミュニティ	霞第A-5住宅	402号	高耐	昭和55年	0.8924	40,500 (57,800)	14,500	16,800	19,200	21,600	24,700	28,500	33,400	38,500	38,500	38,500	38,500	38,500	38,500	38,500	38,500	38,500	38,500	38,500	38,500
公営	観音新第一アパート	21号	中耐	昭和41年	0.8749	17,200	9,900	11,400	13,000	14,700	16,800	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200
公営	己斐ふじハイイツ第一アパート	22号	中耐	昭和42年	0.8388	19,200	11,800	13,600	15,600	17,600	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
公営	己斐ふじハイイツ第五アパート	38号	中耐	昭和43年	0.8388	19,900	12,000	13,900	15,900	17,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900
公営	己斐ふじハイイツ第六アパート	43号	中耐	昭和43年	0.8388	19,900	12,000	13,900	15,900	17,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900
公営	庚午南住宅8号棟	107号	中耐	昭和59年	0.8837	49,700	26,700	30,800	35,300	39,800	45,500	49,700	49,700	49,700	49,700	49,700	49,700	49,700	49,700	49,700	49,700	49,700	49,700	49,700	49,700
公営	庚午南住宅11号棟	205号	中耐	昭和61年	0.8821	56,000	28,400	32,800	37,500	42,300	48,300	55,800	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000

*収入超過者の家賃:本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によつて算出した金額を加算した額。(本来家賃+(近傍同種家賃-本来家賃)×割増率)

【割増率】

収入区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
158,001円～186,000円	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001円～214,000円	1/4	2/4	3/4	1	—
214,001円～259,000円	1/2	1	—	—	—
259,001円～	1	—	—	—	—